大津市新規就農経営開始資金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業経営開始資金(大津市 農業経営開始資金交付要綱(平成25年制定)による資金をいう。以下同じ。)の交付の対象となら ないものに対して予算の範囲内で新規就農経営開始資金(以下「資金」という。)を交付することに より、就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立を図ることを目的とする。

(交付対象者)

- 第2条 資金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす就農者であって、農業経営開始資金の 交付の対象とならないものとする。
 - (1) 市内において独立・自営就農(就農者が自ら作成した青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。)等に即して 主体的に農業経営を行うことをいう。以下同じ。)を行う者であること。
 - (2) 独立・自営就農を開始する年齢が、50歳以上55歳未満であること。
 - (3) 農業経営者となることについて強い意欲を有していること。
 - (4) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産 事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記2第5第2項第1号イ、ウ、オ、キ、ク、ケ 本文及びコに該当すること。

(交付期間及び資金の額)

- 第3条 資金の交付を受けることのできる期間(以下「交付期間」という。)は、農業経営を開始した日から起算して3年を超えない期間とする。
- 2 資金の額は、農業経営を開始した最初の年にあっては1年につき500,000円とし、2年目以降にあっては交付期間1年につき6,000,000円から前年の世帯全体の所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その額が500,000円を超えるときは、500,000円とする。)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、実施要綱別記2第5第2項第2号イ(ア)及び(イ)に該当する場合の資金の額は、前項に定める額に1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

(交付申請書兼請求書)

第4条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の 規定により市長に提出しなければならない交付申請書及び規則第18条第1項の規定により市長に提 出しなければならない交付請求書は、大津市新規就農経営開始資金交付申請書兼請求書(様式第1号) とする。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市新規就農経営開始資金交付決定(確定)通知書 (様式第2号)により行うものとする。

(資金の額の確定)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、資金の額は、前条の規定により通知した額で確定するもの

とする。

(就農状況報告)

- 第7条 資金の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、交付期間中の毎年、次の各号に 掲げる期間における就農の状況を記載した就農状況報告書(様式第3号)を当該各号に定める日(これらの日が大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の翌日)までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該年の1月から6月まで 当該年の7月31日
 - (2) 当該年の7月から12月まで 当該年の翌年の1月31日 (資金の交付停止)
- 第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止するものとする。
 - (1) 第2条各号の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 農業経営を休止又は中止したとき。
 - (3) 就農状況報告書の提出を行わなかったとき。
 - (4) 前年の世帯全体の所得が6,000,000円以上であったとき。
 - (5) 就農状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知)別紙1第2項の要件を満たさず、適切な農業経営を行っていないと認められるとき。

(資金の返還)

- 第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の資金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合であって、病気、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 前条各号に掲げる場合に該当するに至ったとき 当該年度に交付した資金の対象期間のうち、当 該各号に掲げる場合に該当するに至った時において、まだ経過していない期間に対応する資金の額
 - (2) 虚偽の申請等を行ったとき 交付を受けた資金の全額 (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する ことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。
- 2 改正後の大津市新規就農経営開始資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に新規就農経営 開始資金の交付の申請をする者について適用し、改正前の大津市新規就農人材投資資金交付要綱の規 定に基づく新規就農人材投資資金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。

大津市新規就農経営開始資金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

 住 所
 印

 氏 名
 印

大津市補助金等交付規則第4条第1項及び第18条第1項の規定により、次のとおり資金の交付を申請し、及び請求します。

交付期間	年	月	日	~		年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	<i>></i>		年	月	日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所 記載	得を除く額 ^{※2} を	(ア)						円
今年の交付金額(交付申請額(請求額 経営開始初年度の場合:50万円 経営開始2年目以降の場合: (600万円-(ア))×3/5で算出 ただし、(ア)が516万6,666円未満の	(1)						円	
・生活費の確保を目的とした国の (例:生活保護制度、雇用保険制 ・農の雇用事業 ^{*4} 、就職氷河期世代 ⁵ 、雇用就農者実践研修支援事業 ^{*6} して)、経営継承・発展支援事)他の事業により 」度(失業手当) 雇用就農者実践研 こよる助成(農 業 ^{※7} による助成)等) F修支援 業 法 J t	(事業 、等 (たこ 受け けた	ているとがある ていな	る い又 ない	は受

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除いた額
- ※3 夫婦で交付の申請をする場合にあっては、この額に1.5を乗じた額を記載すること。
- ※4 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記2の農の雇用事業
- ※5 新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業
- ※6 新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次 官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業
- ※7 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務 次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業

資金の振込口座(初回の申請に限り記入すること。)

A 3E 17		(1)111111	一門に民	/ []	• / 0									
金融	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金							店•	所			出	張所	
機関			金	融	機	関ニ	. –	ド			! ! !		' ' ' '	
店舗		預金・	貯金の種類	類 音	普通預	金・当座	預金	口座番号		! ! ! ! !			! ! ! ! !	! ! ! ! !
名 等	郵 便 局 記号					(当 ₎ 番	座) 号				! ! !			
口座名		氏)がな) 名											

交付申請書添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、税務署等が受理した確定申告書の写し等(前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合に限る))。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。

大津市新規就農経営開始資金交付決定(確定)通知書

大	第	号
年	月	E

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった 年度大津市新規就農経営開始資金の交付について、次のとおり決定(確定)したので大津市補助金等交付規則第7条第1項及び第15条の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
補助事業の目的及び内容	
交付決定(確定)金額	円
交 付 条 件	大津市補助金等交付規則及び大津市新規就農経営開始資金交付要綱の規定を遵守すること。

就農状況報告(独立·自営就農) 経営開始〇年目·交付開始〇年目 (〇~〇月分)

年 月 日

(宛先)

大津市長

氏名

大津市新規就農経営開始資金交付要綱第7条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1 営農実績報告

					İ	
作物•	部門名	作付面	積(a)· 飼養頭数等		
_						
合	計					
農業 構成 で る を 者 を 者 を が 動力)	氏名	年	齢	交付対象者・交 付対象者との 続柄 (法人の経営者 にあっては、続柄 及び役職)	年間の 農業従事 日数**	担当業務
				本人		
雇用労働	カ			(人・日*)		

※1日の農業従事時間は8時間で換算すること。

2 経営規模の報告

上								
		区分		面積(a)				
		所有均	<u>也</u>					
経営耕地	親加		16					
	借入地	第三者から						
	/L- 17		WANG LOPE	実績				
特定作業受託	作目		作業内容	作業受託面積等	生産量			
77.亿[7未文][1								
	作目		作業内容	実績(作業党	受託面積等)			
/ 大类巫子								
作業受託								
	単純語							
	換算後							

※ 「特定作業受託」欄には、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積等、生産量を記載すること。

「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載するものとし、 作目別及び基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」に より換算した面積を記載すること。

3	前年の世帯全体の所得	(資金を含む。)	(7月分の報告の際に記入すること。)
		万円	

4 農業経営基盤強化準備金制度(※)の利用の有無について(どちらかにチェックすること。)

<u> </u>	
	積み立てている。
	積み立てていない。

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」と して積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度 5 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックすること。)

	加入している。	
	(加入している農業共済等の名称)
	加入していない。	

6 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載すること。)

	改善策	改善策の取組状況等
計画達成に	(課題解決に向けた改善	(改善策の取組状況、結
向けた課題	策を具体的に記入するこ	果及び課題の解決状況を
	と。)	具体的に記入すること。)

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し(夫婦の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、 作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること。)
 - 2 決算書及び所得証明書の写し(7月分の報告の際にのみ添付すること。)
 - 3 通帳及び帳簿の写し
 - 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)
 - 5 農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合にあっては、青色申告決算書
 - 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)

別添1

作業日誌

() , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		作業内容		作業時間 (単位:時間)
月	日			
月	П			
月	日			
月	日			
月	目			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
			合 計	

- ※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、この様式によらないことができる。
- ※ 夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況 (作業日、作業内容及び作業時間)が分かるよう、別々に作成すること。
- ※ 作業受託がある場合は、特定作業受託の作業及び作業受託の作業の区別が分かるように記載 すること。

決算書

(経営開始○年目 年 月~ 年 月)

			計画 経営開始○年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
		経営規模			
	○○(作目)	生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
農業		生産量			
農業収入		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
資金 (円)					
収入計(円)①(資金を除く。)					
収入計(円) ②(資金を含む。)					

		計画 経営開始○年目 a		実績 b	実績/計画 b / a
農業経営費(円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)③					
【参考】設備投資(內容、金額)					
農業所得計(円) ④ = ①一③					
農外所得(円)⑤			総所得(資金を含む。)(円) ② - ③ + ⑤		3)